

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

勝浦市の産業は、卸売業・小売等をはじめとする第3次産業が事業所数、従業者数ともに8割以上となっており、従業員数30人未満の事業所が約93%と大半を占めている。(資料：令和元年経済センサス基礎調査、令和3年経済センサス活動調査)

人口減少により消費市場は縮小傾向にあり、生産年齢人口の減少経営者の高齢化による後継者不足、人手不足、原材料価格・輸送費の高騰等により、市内の事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

(2) 目標

このような厳しい事業環境を乗り越えるためには、企業の労働生産性を向上させるための後押しが必要である。市内の事業者が保有している設備は老朽化が進んでおり、生産性向上に向けて大きな足枷となっていることから、これらの設備を生産性の高い設備へと一新させるための支援を行い、市内の事業者の労働生産性の向上を図る。

具体的には、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。

勝浦市はその目標として、先端設備等導入計画の認定数を1事業所と設定する。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内の事業者に広く労働生産性向上の機会を提供することから、本計画で対象とする先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等に関しては、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内産業への経済波及効果も希薄であるため、市内の自己の所有に属し、従業員が常駐する建物に設置するもの(屋上に設置するもの等)に限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内の事業者に広く労働生産性向上の機会を提供することから、本計画では対象とする区域について制限は設けず、市内全ての事業者を対象とする。

(2) 対象業種・事業

・市内の事業者に広く労働生産性向上の機会を提供することから、本計画では対象とする業種及び事業等について制限は設けず、市内全ての事業者を対象とする。

・計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が9%以上（年平均3%以上）向上すること。

・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・雇用の安定に配慮することから、人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

・市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。